

所沢すこやか保育園 重要事項説明書

< 令和 8 年 4 月 1 日 改定 >

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人安心会 所沢すこやか保育園
代表者氏名	片居木裕明
法人の所在地	埼玉県所沢市狭山ヶ丘5丁目928番地1
法人の電話番号	(電話番号) 04-2921-5522 (FAX番号)04-2921-5533
定款の目的に定めた事業	(1)第一種社会福祉事業(イ)特別養護老人ホームの経営(ロ)経費老人ホームの経営(2)第二種社会福祉事業(イ)老人デイサービス事業経営(ロ)老人短期入所事業の経営(ハ)障害福祉事業の経営(ニ)相談支援事業の経営(ホ)老人居宅介護等事業の経営(ヘ)認知症対応型老人共同生活援助事業の経営(ト)保育所の経営

2 事業の目的

事業の目的	本園は、児童福祉法に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育を行うことを目的とします。
運営方針	人はだれもが素晴らしい人格者であり、互いに尊重される存在です。所沢すこやか保育園では、児童憲章に則り、児童の最善の利益を保証します。 保育士は一人ひとりが常に向上心と真心をもって保育にあたり、その質を深め「子ども達のすこやかな成長」と保護者の「育児」を支援します。また、地域との積極的な交流を持ち、地域社会に根差した保育運営を目指します。

3 保育所の概要

名称	所沢すこやか保育園
所在地	埼玉県所沢市宮本町1-1-10
認可年月日	平成27年 3月 31日
電話番号	(電話番号) 04-2941-6130 (FAX番号)04-2921-5050
施設長氏名	高根 誠
入所定員(年齢別)	0歳児 6名 1歳児 8名 2歳児 10名 3歳児 12名 4歳児 12名 5歳児 12名
職員数	園長1名 主任1名 常勤保育士13名 非常勤保育士4名 保育補助2名 事務1名 栄養士1名 調理師5名
取扱う保育事業の種類	認可保育園
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年2度実施し、サービス内容の向上に努めています。
第三者評価の概要	評価機関による事業評価を受け、その結果を情報公開しています。
嘱託医	原朋邦(はらこどもクリニック)

4 開所日・開所時間及び休所日

開 所 日	月曜日から土曜日まで
開 所 時 間 (延長時間)	<p>(平日)午前 7時00分 ~ 午後 8時00分 標準時間認定の場合 午前 7時30分 ~ 午後 6時30分 (午前7時~午前7時30分と午後6時30分~午後8時は時間外保育とする)</p> <p>短時間保育認定の場合 午前 8時30分 ~ 午後 4時30分 (午前7時~午前8時30分と午後4時30分~午後8時は時間外保育とする)</p> <p>(土曜日)午前 7時00分 ~ 午後 6時30分 標準時間認定の場合 午前 7時30分 ~ 午後 6時30分 (午前7時~午前7時30分までは時間外保育とする)</p> <p>短時間保育認定の場合 午前 8時30分 ~ 午後 4時30分 (午前7時~午前8時30分と午後4時30分~午後6時30分は時間外 保育とする)</p>
休 所 日	<p>(1)日曜日 及び 国民の祝日、国民の休日 (2)1月2日、3日、12月29日~12月31日</p>

5 施設の概要

敷 地	法人私有地	面積	491.13	m ²
建 物	鉄筋コンクリート造 3階建	延べ床面積	481.88	m ²
施設の内容	乳児室・ほふく室 2室	面積	50.78	m ²
	調理室		26.16	m ²
	保育室 5室	面積	132.22	m ²
	調乳室		2.79	m ²
	幼児用トイレ 9個			
	医務室		4.48	m ²
設備の種類	冷暖房、二重サッシ、24時間換気、エレベーター、オートロック、ALSOK(総合警備保障)			
安全 保障	乳幼児賠償責任保険加入			
そ の 他	屋外遊戯場		231.77	m ²

6 職員体制

	常勤	常勤者の資格		非常勤	非常勤者の資格		備考
施設長	1人	保育士	0人				
保育従事職員	13人	保育士	13人	5人	保育士	5人	
保育補助者	人	保育士	人	2人	保育士	0人	
栄養士	1人	栄養士	1人				
調理員	0人	調理師	0人	5人	調理師	1人	委託

7 保育計画

組	保 育 計 画
0歳児(つぼみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・保健的で安全な環境確保により安心して過ごせるようにする ・人間関係の基礎を培う ・個人差に留意した、離乳の完成、歩行の開始、言葉の発生を助ける ・見る、聞く、触れる等の経験を通して身の回りのものに対する興味や好奇心を芽生えさせる
1歳児(めばえ)	<ul style="list-style-type: none"> ・保健的で安全な環境の確保と個々に応じた関わり方をする事で快適に過ごせる様にする ・生理的欲求や依存欲求を満ちし、生命の保持と情緒の安定を図る ・手助けすることで身の回りの事を自分でしようとする気持ちを育てる ・手助けすることで友達との関わり、遊びの中での言葉のやり取りを楽しむ ・歩行の完成と運動機能の発達を促し、外界に対する興味、関心を育てる
2歳児(あゆみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・保健的で安全な環境を整え安心できる保育士との関係のもとで基本的な生活習慣が身につくようにする ・生活や遊びの中で言葉のやりとりをしながら、友達関係を広げていく ・体を動かしたり、表現したりする楽しさを味わう ・身近な自然との関わりの中で意欲的な活動をすると共に、命を大切にすることを育てる
3歳児(ふたば)	<ul style="list-style-type: none"> ・保健的で安全な環境をつくり、情緒の安定のもと、生活に必要な基本的な習慣を育てる ・戸外遊びなど遊びの中で、体を動かす楽しさを味わう ・生活や遊びの中で友達との関わりを広げていく ・自分の思い、要求、経験などを言葉や様々な活動で表現する
4歳児(わかば)	<ul style="list-style-type: none"> ・情緒の安定をもとに、自分らしさを十分に発揮しながら、喜んで活動に取り組む ・全身を動かして遊ぶ楽しさを味わい、保育者や友達との関わりを深める ・身近な自然や社会の出来事に関心をもち、見たり触れたりして心豊かに過ごす ・色々な経験を通じて、生活に必要な身近な言葉や優しい言葉使いを身につけていく
5歳児(みのり)	<ul style="list-style-type: none"> ・快適な園生活を楽しむ中で情緒の安定を図るとともに健康、安全など基本的な生活習慣や態度を身につける ・集団的な遊びを通して体を動かしたり、友達との関わりを深め意欲的、創造的な活動をする中で充実感を味わわせ、自主、協調の態度を養う ・自然や身近な事象に興味、関心を持ち豊かな心情、創造力、知的好奇心を高める
その他 (年間行事等)	<p>入園式、遠足、七夕会、水遊び、夏まつり、お月見、運動会、収穫祭(ハロウィン)、クリスマス会、節分、ひなまつり、卒園・進級お祝い会、卒園式、お誕生(月に一度、避難訓練、身体測定)</p>

8 毎日の保育の流れ

(1) 1日の保育スケジュール

- ・別紙クラス別タイムスケジュールあり

(2) お散歩のコース

屋外遊戯場以外に、近隣にある神明神社、琴平公園などにお散歩に行きます。

9 昼食等について

昼食・おやつ・補食	保護者の方へは、前月28日ごろに翌月の献立表をお配りします。 (献立表は別紙のとおりです。)
アレルギー等への対応	使用する食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前に御連絡ください。御相談の上、除去するなどの対応をとります。 (例)卵・牛乳・そばなど
衛生管理等	集団給食施設届出を狭山保健所へ届出済みです。 (27年 3月 30日届出) 調理師及び保育士は、毎月検便を行っています。

10 入園時に必要な書類等

- (1) 住居を確認するもの。
- (2) 保護者の連絡先を明確にするもの。
- (3) 児童の体調を確認するもの。(病歴、予防接種の記録やアレルギー等)
- (4) 児童の嗜好や生活習慣を知るもの。

11 保育所と保護者の連絡について

(1) 乳幼児の保育所での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために連絡帳を活用します。体温、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況など乳幼児の様子を、保育所側はもちろんですが、保護者も家庭での様子をできるだけ詳細に記入するようにしてください。

(2) 月に1回、園だよりを発行します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。

12 保護者の方が用意するもの

- (1) 入園時に用意するもの 別紙あり
- (2) 毎日持参するもの 別紙あり

13 保護者会について

1年に2回、開催予定です。保育所からは行事やできごと、理事会(又は運営委員会)の内容等に関することについてお知らせします。また、保護者の御意見もいただく場としています。

14 運営委員会について

1年に2回、開催予定です。保護者、民生委員及び事業者がさまざまな内容について1年に2回(4月と1月)意見を交換し、利用者の立場に立った良質な保育を行うために開催するものです。※運営委員名簿別紙あり

15 健康診断等について

(1) 健康診断

全乳幼児	毎年2回、嘱託医が検診をします。検診の結果については、児童票及び連絡帳に記載します。
------	--

(2) 身体測定

全乳幼児	毎月10日に身長・体重の測定を行います。結果については、各児童票及び連絡帳に記載します。
------	--

※ その他、乳幼児の日ごろの様子でご心配なことがありましたら保育所に御相談ください。

16 利用料等

利用者負担(月額保育料)	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担(保育料)			
実費徴収	主食・副食費代	3歳児以上 1ヶ月	主食1000円+副食4500円=合計5500円	
	入園時備品購入代	日よけ帽子	入園児	1,350円
		おたより帳	4歳児、5歳児	350円
		のり	3歳児	220円
		はさみ	3歳児	490円
		クレヨン 16色	3歳児	640円
		メロディオン 唄口	5歳児	490円
		ぴこちゃんえんほん	2歳児	月400円
		ひかりのくに	3歳児	月420円

		エースひかりのくに	4歳児 月450円
		がくしゅうひかりのくに	5歳児 月450円
その他	延長に係る費用	30分毎	100円
	補食代	18:30以降	200円

※主食費・副食費ともに、平日で10日間以上利用しなかったときは半額を免除します。但し、利用月の前月20日までに休園届を園に提出した場合に限ります。月の利用日数が一日も無かった場合は全額を免除します。この場合も半額免除と同様の届出が必要になります。※新年度用品詳細別紙申込み用紙あり(年度仕入値により変動あり)

17 保育所の御利用に際し留意していただきたいこと

欠席する場合 又は 登所の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、その日の登所予定時刻9時までに御連絡願います。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、原則として随時の延長保育扱いとなりますので、下記のとおり18時00分までに御連絡願います。
毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
感染症について	麻疹(はしか)・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、別紙の登園停止期間を経過してから登園してください。
発熱のある場合について	熱が37.5度以上ある場合は、登園を控えてください。
投薬について	医療行為に当たるため行いません。
随時に延長保育が必要な場合	当日18時00分までに、御連絡願います。

18 賠償責任保険の加入

1事故	300000(千) 円
1名につき	30000(千) 円

19 緊急時の対応方法

(1)保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

(2)保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

嘱託医	氏名 原 朋邦(はらこどもクリニック)	
	所在地:埼玉県所沢市小手指町2丁目1379	電話 04-2926-4333
	氏名 奥原歯科医院	
	所在地 埼玉県所沢市小手指1-30-10	電話 04-2921-1036
救急隊	管轄消防署名: 埼玉西部消防組合所沢中央消防署	
	所在地 埼玉県所沢市けやき台1-13-11	電話 04-2929-9125

20 非常災害時の対策

消防計画作成(変更)届出書	埼玉西部消防組合所沢中央消防署 令和6年 3 月 29 日届出			
	防火管理者 氏名 高根 誠			
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練(月1回)を実施します。			
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯・スプリンクラー・防火戸			
避難場所	第1避難場所	所沢すこやか保育園園庭	第2避難場所	所沢市立明峰小学校

21 保育内容に関する相談・苦情

(1) 所沢すこやか保育園 相談・苦情担当

相談・苦情受付担当者 氏名 前田 未央	電話 04-2941-6130	(役職 主任)
相談・苦情解決責任者 氏名 高根 誠	電話 04-2941-6130	(役職 園長)
第三者委員 氏名 齋藤千里	民生委員 電話 04-2924-6508	
氏名 (株)アイギス	専門委員 電話 0120-915-570	
受付方法	面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付けます。	

(2) 当保育所以外に、区市町村の相談・苦情窓口があります。

所沢市担当部課名 保育幼稚園課	
所在地 所沢市並木一丁目1番地の1	電話 04-2998-9126

22 虐待等の防止

入所児の人権の擁護・虐待防止のため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるように努める。責任者 園長 高根 誠

22 個人情報の取り扱い

当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

23 その他保護者に説明すべき事項

園則あり